

## 常勤役員退職慰労金規定

社団法人 日本鑄造協会

平成18年10月12日制定

### (目的)

第1条 この規定は、社団法人日本鑄造協会（以下、「協会」という。）の常勤役員の退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職慰労金の支給基準)

第2条 協会に常勤する役員（以下、「役員」という。）が非常勤となり又は退職若しくは死亡したときは、退職慰労金を支給する。ただし、役員が定款第15条第1項第2号の規定により解任されたときは、退職慰労金は支給しない。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において再び役員に選任されたときは退職慰労金の支給をせず、最終の退職時に退職慰労金を支給する。

### (退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、退職の日における年俸給を月額に換算し、100分の9の割合を乗じて得た金額を基準に在職月数を乗じた金額とし、この基準額の $\pm 20\%$ の範囲内で、協会の財務状況、会員企業の水準、当該常勤役員の業務実績等を勘案して理事会においてこれを定める。

2 在職期間の計算は、役員の選任の日から暦に従い計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

### (退職慰労金の支給対象)

第4条 退職慰労金は、役員が非常勤となり又は退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

**(遺族の受給資格証明)**

第5条 遺族が退職慰労金を受給するときは、戸籍謄本、住民票等の遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

**(退職慰労金の支払)**

第6条 退職慰労金は、法令に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を特別な事由がある場合を除き、受給事由が発生した日から60日以内に支払う。

**(端数の処理)**

第7条 この規定に定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

**(補則)**

第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

**(附則)**

1. この規定は、理事会の承認を受けた日から適用し、平成19年度に開催される通常総会において事後承認を受けることとする。
2. この規定を改正する場合は、総会の承認を必要とする。